

# モシ、モシ 消費生活 相談です



**契約して「失敗した」、  
「困った」と思ったたら！**

契約は、いったん結んだら契約内容をお互いに守る義務が生じ、原則、どちらかの一方的な都合でその契約をやめることはできません。

しかし、契約が成立しても消費者契約では、一度結んだ契約をやめたいという取引・契約に関するトラブル相談が一番多いのです。

では、契約トラブルはなぜ起こるのでしょう？原因にはいろいろあります。まず、①契約をする前の広告・勧誘など入り口の段階での問題、②合意の有無をめぐるトラブル、③合意内容の妥当性の問題、④契約の履行に関する問題など、多岐にわたって原因が起ります。

契約を締結した後で、「失敗した」「困った、どうしよう」「契約を取り消したい」と思った場合、契約を取り消す方法はいろいろあります。

**【解約したいと思ったら】**  
①まず、クーリング・オフを

〈特定商取引法・割賦販売法〉

② 誤認・困惑による取り消し  
〈消費者契約法・特定商取引法〉

③ 過量販売解除（訪問販売の場合のみ）〈特定商取引法〉

④ 中途解約（連鎖販売取引や特定継続的役務提供の場合）〈特定商取引法〉

⑤ 民法の規定に戻る（契約の不成立、錯誤、詐欺・強迫、未成年者取消など）

⑥ 解約ができなくても、消費者に不利な不当条項の無効（消費者契約法）

①まず、クーリング・オフを

「クーリング・オフ制度」は消費者の強い味方です。取引の種類によってできる場合とできない場合がありますが、一定期間内で要件を満たしていれば、書面（ハガキ等）で通知することによって、契約を取り消すことができる制度です。

◎**クーリング・オフ制度とは**  
「申込み」の意思表示と、「承諾」の意思表示などお互いの意思表示が合致すれば、契約は成立します。いったん成立した契約は守らなければなりません。これが、契約の原則です。しかし、訪問販売や電話勧誘販売のように不意打ち性の高い販売方法や、マルチ商法・内職商法のように特殊な販売方法では、消費者は、冷静

に判断できないまま契約してしまうことが起こりがちです。そのため、特定商取引法では、契約した後でも一定期間、消費者に冷静に考え直す時間を与えて、その期間内に書面で事業者に申し出れば、一方的に「申込みの撤回」や「契約の解除」ができます。

◎**特定商取引法で規定されているクーリング・オフができる取引と期間**

■訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入（貴金属押し買い）、特定継続的役務提供（書面受領日から8日間）

■連鎖販売取引（マルチ商法）業務提供誘引販売取引（内職商法）

●書面受領日から20日間  
●通信販売は、消費者が一定期間考えて契約できるため（不意打ち性が低いため）

●クーリング・オフ制度はありません。ただし、返品の有無等に関して記載がない場合は、商品を受け取った日から8日間以内であれば、返品費用は消費者負担になります。返品することができません。

●訪問購入（貴金属等の押し買い）では、クーリング・オフ期間中（8日間）は、物品の引き渡しを拒絶できます。

●金融商品や宅地建物、ゴルフ会員権の契約等でもクーリング・オフができる取引

があります。詳しくは、役場産業振興課消費生活相談窓口にご相談ください。

◎**クーリング・オフができない取引**

●店舗・通信販売での購入、また、自分から販売員を自宅に呼んで購入した場合もできません。

●営業用・仕用の取引  
●3000円未満の現金取引  
●使用・消費した化粧品・健康食品・配置菜などの指定消耗品（未使用分は可能です）

●路上で呼び止められて利用する飲食店・カラオケ店・マツサージ、海上タクシー等  
●自動車、自動車リース  
●電気・ガス・熱の供給、葬儀に関する役務の提供

◎**クーリング・オフの効力**  
効力は、クーリング・オフの通知を発信した時点で発生します（期間内に相手に到達していなくても構いません）。契約は初めからなかったことになり、消費者・事業者双方とも債権・債務は消滅します。（事業者は一切の金銭の請求ができない。）

②取り消し等は、次号以降でお知らせいたします。

被害に遭ったら、一人で悩まないで、早めに役場産業振興課水産林務商工グループ消費生活相談窓口へ相談しましょう。



## 入居者募集

(有料広告)

御相談に応じます

## 正 堀川アパート

☎01377-2-2377 携帯 090-4872-6235

ストーブ・ベッド・その他完備、駐車場完備、敷金なし  
月額 23,000円から45,000円まで